

# 「むすびえ・こども食堂基金」助成金交付契約書

〇〇〇〇(以下、「甲」という)と特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ(以下「乙」という)とは、乙が行う「むすびえ・こども食堂基金」助成金(以下「助成金」という)の交付に関して、以下の通り契約を締結する。

## 第1条(目的)

乙は、全国のこども食堂が、それぞれの事業基盤を強化し、相互に支えあい、かつ地域・社会から広く理解を得て事業を行い、こども食堂がすべての子どもやその保護者・地域住民が安心して利用できる場になることを通じて、誰も取り残さない共生社会の創造に寄与することを目的として、甲が行う活動(以下、「助成対象活動」という)に要する費用を助成金として交付する。尚、甲は、活動にあたって常識的な範囲内で節約に努めるものとする。

## 第2条(助成対象活動)

前条の助成対象活動は、別紙「むすびえ・こども食堂基金助成事業申請書」記載の通りとする。

## 第3条(助成金)

助成対象活動に対する助成金の額の上限は、〇万円とする。

- 2 助成対象活動の中止となった場合には、甲は乙に対し、完了報告書を速やかに提出し、乙は完了報告書の審査を含む必要な調査を行い、必要と判断した場合には甲に対し、助成金の全部または一部の返還を求めることができ、甲はこれに従う。
- 3 甲は前項に基づく乙による調査に協力しなければならない。

## 第4条(助成金の交付)

乙は、本契約締結後速やかに、助成金を甲の指定する甲名義の口座へ振込むことにより交付するものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。

## 第5条(著作権)

助成対象活動により作成された著作物の著作権は乙及び第三者が従前から保有しているものを除き甲に帰属する。

- 2 甲は前項で自らに著作権が帰属する著作物には、「むすびえ・こども食堂基金」からの助成を受けたことを明記する。
- 3 甲は、乙が第1条に定める目的のために、第1項の著作物を使用することを無償で許諾し、乙は当該著作物を使用する際には甲の助成対象活動により作成されたものであること、著作権が甲に帰属することを明記しなければならない。甲は乙の著作物の利用に関し、著作者人格権を行使しないものとする。

## 第6条(完了報告書)

甲は、助成対象活動が完了した日から起算して原則30日以内に、助成対象活動完了報告書(以下「完了報告書」という)及び活動に要した費用の領収書、請求書、明細書そのた別途乙が求める資料を乙に提出する。尚、合理的な事情があると乙が認めた場合に

は提出期限を延ばすことができる。

- 2 乙は、前項により甲から完了報告書等を受領したあと、速やかに完了報告書の審査及び必要に応じて検証を実施する。
- 3 乙は、完了報告書の内容を刊行物やパネル・リーフレットに掲載/発表できるものとする。

#### 第7条(助成対象活動の変更・延長・中止)

甲は、助成対象活動の重要な内容を変更しようとするときは、あらかじめ計画変更承認申請書を乙に提出し、乙の承認を受けるものとする。

- 2 乙は、前項の承認をする場合には、甲に対して条件を付すことができるものとする。
- 3 甲は、助成対象活動が当初予定までに完了することができないと見込まれる場合、または助成対象活動を行うことが困難となった場合には、ただちに延長・中止報告書を乙に提出するものとし、乙からの指示に従うものとする。
- 4 甲は、助成対象活動が困難となり、前項の延長・中止報告書を提出し、活動を中止することになった場合でも、活動期間中に行った行動については第6条に定める義務を負うものとする。

#### 第8条(甲の責任及び禁止事項)

甲は、助成対象活動期間中、むすびえ基金の助成対象者として乙の名誉と品位を傷つけることのないように活動する。

甲は以下の行為を行ってはならない

- ① 法令に違反する行為
  - ② 根拠なく他者を誹謗中傷、差別する行為
  - ③ 品位を欠く言動及び行為
  - ④ 乙の名誉と品位を傷つける行為
  - ⑤ 助成金を政治活動、宗教的活動など届け出た活動内容と異なる用途に利用する行為
  - ⑥ その他本契約に違反するなど乙が不相当と判断する行為
- 2 甲が前項に違反した場合、乙はただちに本契約の解除及び助成金の返還等乙が必要と判断する措置をとることができる。甲は、乙に与えた損害が最小限となるよう、乙との契約に反して活動したことを公表する等して努力しなければならない。

#### 第9条(契約の解除及び助成金の返還)

乙は、前条第2項のほか、甲から延長・中止報告書の提出により活動が中止された場合、または次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約の解除、契約内容の変更及び助成金の一部または全部の返還の要求をすることができる。この場合、乙は甲に対し、すみやかに適宜の方法で通知するものとする。

- ① 甲が第2条で届け出た活動内容と異なる活動を行っていた場合。
- ② 期日までに完了報告書の提出がなされない場合
- ③ 期日までに完了報告書の提出がなされないことが明らかであると乙が判断した場合
- ④ 乙が甲に対し求める合理的な指示(甲に対する立ち入り調査など)等に従わない場合
- ⑤ 助成金を届け出た活動内容と異なる用途に利用していた場合
- ⑥ 本契約の条項の1つにでも違反した場合

#### 第10条(むすびえ基金PR等の協力)

甲は、助成対象活動について、「むすびえ・こども食堂基金から助成を受けた活動」である旨の表示をする。

#### 第11条(他の補助金/助成金との関係)

他の補助金/助成金と共同して、むすびえ基金からの助成金を受ける場合において、本契約と齟齬が生じてしまう場合等については、甲乙誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。尚、むすびえ基金助成にあたっては領収書原本の提出をしなければならない。

#### 第12条(秘密保持義務)

甲は、本契約の遂行において、乙から秘密である旨指定のうえ提供された一切の情報は、本契約の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならず、第三者に開示又は漏洩してはならない。

2 本条の規定は本契約の終了後も有効とする。

#### 第13条(調査及び報告)

乙は、甲に対して、必要に応じ甲の助成活動に関する調査(事務所や助成活動に関連する場所の立ち入り、助成活動に関する領収書、請求書、その他経理書類の確認、関係者へのヒアリングなど)を行うことができるものとし、甲はこれに従わなければならない。

#### 第14条(助成金の返金義務)

甲が乙から助成金を受領した後、甲の活動内容が第2条の記載事項と異なっていたこと、完了報告書の記載に虚偽の記載がなされていたこと、本契約に違反したことが発覚するなどした場合、甲は、乙の請求に応じ、助成金の一部又は全部を速やかに返金しなければならない。

2 甲が乙からの前項の請求に応じない場合、甲は乙に発生した損害(合理的な弁護士費用を含むがこれに限らない。)を賠償しなければならない。

#### 第15条(反社会的勢力の排除)

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
- (2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。
  - ア 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係。
  - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係。
- (3) 自らの役員(取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長その他、名称の如何を問わず、経営に実質的に関与している者をいう)または自らの特別利害関係者(役員の配偶者及び二親等内の血族、これらの者により議決権の過半数が所有されている会社、ならびに関係会社及びその役員をいう)が反社会的勢力ではないこと、

- 及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
- (5) 自ら又は第三者を利用して本契約に関して次の行為をしないこと。
- ア 暴力的な要求行為。
  - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
  - エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。
  - オ その他前各号に準ずる行為。
- 2 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。
- ア 前項(1)ないし(3)の確約に反する表明をしたことが判明した場合。
  - イ 前項(4)の確約に反し契約をしたことが判明した場合。
  - ウ 前項(5)の確約に反した行為をした場合。
- 3 前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償するものとする。
- 4 第2項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

#### 第16条(協議)

本契約に疑義が生じた場合または本契約に定めのない事項が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

#### 第17条(合意管轄)

甲及び乙は、本契約に関する一切の紛争について、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

20 年 月 日

甲

乙 東京都渋谷区代々木2-12-2 こども食堂ネットワーク内  
特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ  
理事長 湯浅 誠 印